

『小学校統合にかかる協議の進捗状況説明会における主な質問・回答一覧』

平成28年10月12日～10月30日

資料2-1

おもな質問・意見	回 答	
スクールバスについて		
①	自宅からバス停留所までの児童の行き来、乗り降りについて、安全対策をどう考えているのか。	PTAから提案いただいた、バスルート、停留所案に基づいて、9月に、実際にスクールバスを運行しました。その結果、ルート、停留所等の危険箇所について把握しましたので、今後、PTA、学校と慎重に協議し、保護者の皆さまが安心できるルート、停留所を検討していきます。また、他市町村の事例では、ボランティアの方が、停留所において児童のバスの乗り降りを補助していたり、支援員としてバスに同乗している所もありますので、事例を参考に検討してきます。
②	学校行事に日に、児童だけでなく、保護者もバスを利用できないか。	保護者がスクールバスを利用できるよう検討していきたいと思います。バスの利用については、児童だけでなく地域住民の利用など、いろいろな観点から議論する余地がたくさんあります。みなさんから意見をいただければと思います。
③	下校時において、低学年が早く帰る日がある。その場合は、保護者が迎えに行かなければならないか。	バスで児童を送れるよう、学校で下校時間の調整を考えることとなります。
④	芝沼地区の児童について、バス通学の対応はとれないか。	統合協議会では、芝沼地区の児童でスクールバス利用を希望する場合、運行の対応を検討しています。現在、芝沼地区の児童は、吉見町の東第二小学校に通学しており、保護者の意向が大切であることから、今回の資料では、芝沼地区からのバス経路は示さなかったものです。
⑤	自宅からバス停留所までの間、危険な箇所があると思う。停留所は自宅から近いという観点だけでなく、安全性を考慮して検討してほしい。	9月に行ったスクールバスの試験運行において、把握したルート上の危険箇所は、道路担当課に改善するよう要望しました。さらに危険箇所が確認され次第、随時、改善要望していきます。また、バス通学による運動不足から児童が肥満になることが問題視されています。安全性はもちろんですが、様々な観点から停留所を検討してゆく必要があります。
⑥	基本的に学校が無くなる地区の児童をバス通学の対象にしているとのことだが、そのような地区以外でも遠距離通学の児童がいると思う。このような児童の対応をどう考えているか。	スクールバスの運行体制は、現段階では、学校が無くなる地区の児童の遠距離通学の支援という観点で検討しています。しかしながら、ご指摘の通り、学校が存続する地区の児童でも遠距離通学している児童がいることは承知しておりますので、将来的には、このような児童の通学支援も検討していくこととなります。
その他		
	子育て支援拠点施設へのバス利用を考えてほしい	
	学童保育と連携したバス運行を考えてほしい	